大阪市立総合医療センター
床頭台等設置管理運営事業者募集要項

平成25年8月

大阪市病院局

目　　次

＊＊＊

大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業に関する仕様書
応募申込書（様式 1）
誓約書（様式 2）
床頭台等提案書（様式 3）
質疑書（様式 4）
価格提案書（様式 5）
委任状（様式 6）
参考：事業用資産使用許可申請書（新規）
　　　事業用資産の目的外使用許可にかかる審査基準等について
　　　誓約書（事業用資産使用許可申請書に添付）
　　　事業用資産使用許可書

大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業者募集要項

大阪市立総合医療センターにおいて、床頭台ユニット（天面を有する床頭台に、テレビ、DVD再生機、冷蔵庫、セーフティボックス、課金装置等を備えたもの）、プリペイドカード販売機・精算機、全自動洗濯機及び乾燥機（以下「床頭台等」という。）の設置管理運営事業者（以下「運営事業者」という。）を選定するため、大阪市病院局（以下「当局」という。）が必要な手続については、次のとおりとします。

募集に参加される事業者は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1　公募物件の概要

運営事業者は、床頭台等の設置管理運営場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、事業用資産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用するものとします。ただし、当局が地方独立行政法人へ移行した場合は、同一内容で民法上の契約となります。

<table>
<tr><td>使用許可の施設</td><td>大阪市立総合医療センター　1階、5階、6～18階</td></tr>
<tr><td>所在地（住居表示）</td><td>大阪市都島区都島本通2丁目13番22号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">床頭台等の
必要台数</td><td>床頭台ユニット（天面を有する床頭台に、テレビ、DVD再生機、冷蔵庫、セーフティボックス、課金装置等を備えたもの）：737台、
全自動洗濯機：21台、乾燥機：37台、
プリペイドカード販売機：24台、プリペイドカード精算機：3台</td></tr>
<tr><td>※ 各設置場所における設置台数は、別添「床頭台等設置一覧表（予定）」を参照のこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">現行の床頭台等の
大きさ（参考）

W：横幅（㎝）
D：奥行（㎝）
H：高さ（㎝）</td><td>床頭台ユニット：W49.5×D52.0×H160.0
（左右両側のタオル掛けを含む場合は、W61.0）
（背面のテレビ吊下げ金具を含む場合は、D56.0）</td></tr>
<tr><td>全自動洗濯機：W54.0×D58.0×H84.0
※ 洗濯防水パンの内側寸法：W82.0×D56.0</td></tr>
<tr><td>乾燥機：W60.0×D58.0×H74.0</td></tr>
<tr><td>プリペイドカード販売機：（1階、5階・床置型）W33.0×D26.0×H126.0
（病棟・卓上型）W33.0×D26.0×H46.5</td></tr>
<tr><td>プリペイドカード精算機：（1階・床置型）W33.0×D26.0×H126.0
（1階・卓上型）W33.0×D26.0×H46.5</td></tr>
<tr><td>※ 現行の設置状況については、別添「現行の床頭台等設置状況の写真」を参照のこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事務室・倉庫</td><td>大阪市立総合医療センター　5階（使用面積：11.79 ㎡）
床頭台等の設置管理運営事業に係る事務室及び予備設備の保管場所に供するものとする。</td></tr>
<tr><td>※ 使用部分については、別添「事務室・倉庫に使用する部分（位置図、詳細図）」を参照のこと。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">最低使用料
（月額税抜）</td><td colspan="2">2,384,193 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">※ 最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等を加算します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用許可開始日</td><td colspan="2">平成 26 年 4 月 1 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用許可期間</td><td colspan="2">使用許可期間は許可の日から1年以内とし、初年度については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとします。ただし、当初の使用許可開始日から5年を超えない範囲で更新することができ、最長平成31年3月31日まで1年単位で使用許可を更新するものとします。
なお、更新を希望しない場合は、当局に対して使用許可期間終了の1年前までに書面により意思表示を行うものとします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">休診日</td><td colspan="2">土曜、日曜、祝日及び12月29日から翌年の1月3日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">参考</td><td>入院患者数</td><td>849人（平成24年度の1日平均）</td><td rowspan="4">平成26年度以降を保証するものではありません。</td></tr>
<tr><td>平均在院日数</td><td>13日（平成24年度）</td></tr>
<tr><td>売上
（月平均）</td><td>約532万円／月（平成24年度・税込）
プリペイドカードの販売金額から精算金額を差し引いた金額</td></tr>
<tr><td>光熱水費</td><td>2,304,669円／年（平成24年度・税込）
（うち電気料金　1,532,148円、うち水道料金　772,521円）</td></tr>
</table>

2　応募資格要件

次の要件をすべて満たす事業者（法人に限る。）に限り応募することができます。

(1)　床頭台等の設置管理運営事業に係る実績を有している者であること。
(2)　大阪市内又は大阪市に隣接する市（大阪府の場合は豊中市・吹田市・摂津市・守口市・門真市・大東市・東大阪市・八尾市・松原市・堺市、兵庫県の場合は尼崎市)に本店、支店又は営業所等の事務所を有すること。
(3)　国税（法人税）及び大阪市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））の未納がないこと。ただし、大阪市内に本店、支店又は営業所等の事務所を有しない場合は、国税（法人税）及び大阪市に隣接する市の市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））の未納がないこと。
(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の申立てをしている者でないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
(5)　破産者で復権を得ない者でないこと。
(6)　大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
(7)　別添「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業に関する仕様書」の内容を遵守できること。

3　運営事業者の選定方法

「２　応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者のうち、当局が設定する最低使用料（**月額税抜**）以上で最高価格提案をした事業者を選定します。

４　応募申込手続

(1)　申込受付期間
受付期間　平成25年８月６日(火)～平成25年８月20日(火)
受付時間　午前９時～正午、午後１時～午後５時
なお、土曜及び日曜は受付を行いません。

(2)　申込受付場所
大阪市都島区都島本通２丁目13番22号
大阪市立総合医療センター　４階
大阪市病院局 企画部 会計課（契約管財）

(3)　申込手続
受付期間内に、申込手続に必要な書類一式を受付場所に直接持参してください（郵送、電話、FAX及び電子メールによる受付は行いません。）。
なお、提出書類に不備があった場合（書類の不足、記載もれ、押印もれ等）は、受付を行わず全書類を返却します。
再度持参される場合でも、提出期限を経過すると受付をいたしませんのでご注意ください。

(4)　申込手続に必要な書類（以下「応募申込書等」という。）

<table>
<tr><td>応募申込書</td><td>様式１</td><td>１部</td><td rowspan="2">所定の用紙に必要事項を記入し、実印（登録印）を押印。カラーコピー等は不可。</td></tr>
<tr><td>誓約書</td><td>様式２</td><td>１部</td></tr>
<tr><td>現在事項全部証明書</td><td rowspan="3">各種証明書
（発行後３箇月以内のもの）</td><td>１部</td><td rowspan="3">（※）未納税額がないことの証明書。
① 国税 法人税（その3）（平成24年分）
② 法人市民税（事業年度で直近のもの）
③ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）（平成24年度分）
平成24年１月１日現在、大阪市内又は大阪市に隣接する市に固定資産（土地・家屋）を所有していない場合は不要。
-----
②及び③について、大阪市内に事務所を有しない場合で、大阪市に隣接する複数の市に事務所を有する場合は、応募申込を行う事務所の所在地に係る当該市発行の証明書のみ。
また、大阪市内及び大阪市に隣接する市にそれぞれ事務所を有する場合は、大阪市発行の証明書のみ。
なお、大阪市内に複数の事務所を有する場合は、全市分を反映した証明書を提出すること。</td></tr>
<tr><td>印鑑証明書</td><td>１部</td></tr>
<tr><td>納税証明書（※）</td><td>各１部</td></tr>
</table>

事業概要等	様式自由	各１部	① 会社概要（会社パンフレットなど、床頭台等の設置管理運営事業の実績について記載したもの又は床頭台等の設置管理運営事業の実態が判断できるもの） ② 直近の貸借対照表、損益計算書
床頭台等提案書	様式３	２部	「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業に関する仕様書」の「９　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」及び「１３　保守管理等」に記載された条件を満たしたものとする。また、添付書類として、Ａ４用紙に納品予定設備のカラー写真又はカタログ写真を貼付又は印刷すること。 受付完了後、当局から内容について問い合わせを行う場合がある。

５　施設内の見学

施設内の見学を希望する事業者については、個別に対応しますので、応募申込手続の際にお申し出ください。
見学時間は概ね 30 分程度とし、案内の都合上、参加は１事業者につき２名までとします。
なお、見学日時については、病棟と調整の上、当局が指定します。
当日は各自で筆記用具及びコンベックス等をご持参ください（病棟内での撮影は禁止。）。
また、見学における質問については、すべて質疑書により回答を行いますので、当日の質問は受け付けません。

６　質疑書の提出及び回答

⑴　受付期間
受付期間　平成 25 年８月 26 日㈪～平成 25 年８月 27 日㈫
最終日は午後５時までに提出してください。
⑵　提出方法
質疑のある場合は、質疑書（様式 4）に記載の上、上記受付期間内に電子メールにより送信してください。
なお、電子メールの件名は「床頭台等に係る質疑について」とし、送信の際のメールオプション設定（開封済みメッセージを受け取る）等により、各自で到着の確認を行ってください（当局から受信について連絡はいたしません。）。
送信先メールアドレス：xc0004@byouin.city.osaka.lg.jp
⑶　質疑書への回答日
平成 25 年９月６日㈮
⑷　回答方法
質疑書の提出があった場合は、質疑内容を整理した上で、応募資格者全員に電子メールにて回答します。

7　価格提案書の提出及び審査

⑴　価格提案書の提出及び審査の日時

平成25年9月12日(木)

午前10時から午前10時30分までに価格提案書を提出していただき、午前10時30分から価格提案の審査を行います（開場は午前9時45分とします。）。

なお、当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、応募不参加とみなします。

⑵　価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市都島区都島本通2丁目13番22号

大阪市立総合医療センター　4階　病院会議室

⑶　提出書類等（当日持参するもの）

価格提案書	様式5	所定の用紙に必要事項を記入し、実印（登録印）を押印。カラーコピー等は不可。
委任状	様式6	（代理人により応募しようとする場合） 所定の用紙に必要事項を記入し、委任者欄へは実印（登録印）、受任者欄へは代理人の認印を押印。 カラーコピー等は不可。
印鑑	印鑑について、代理人により応募する場合は代理人の印鑑（認印）とする。ただし、ゴム印は不可。	

⑷　価格提案書の提出方法

①　応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上（写しは不可）、入札箱に投函してください。

②　応募は、代理人に行わせることができます。

この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

⑸　応募価格の表示

応募価格は、**月額使用料（税抜）**を表示してください。

⑹　価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、一旦入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

⑺　価格提案審査

①　価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後、直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

②　応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない当局職員を立ち会わせます。

③　応募資格者が価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

⑻　価格提案書の無効

次のいずれかに該当する価格提案書は、無効とします。

①　最低使用料を下回る価格によるもの。

②　応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

③　指定の日時までに提出しなかったもの。
④　応募資格者の記名押印がないもの。
⑤　当局が指定した価格提案書（様式5）を用いないでなしたもの。
⑥　応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
⑦　応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
⑧　応募資格者又はその代理人が、他の応募資格者の代理人を兼ねて価格提案をしたときは、その全部のもの。
⑨　応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
⑩　訂正印のない価格の訂正、削除、挿入等によるもの。
⑪　価格の前に「金」又は「￥」の記載のないもの。
⑫　価格提案審査に関し不正な行為を行った者がなしたもの。
⑬　その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9)　運営予定事業者の決定

運営予定事業者の決定は、当局が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、決定した運営予定事業者には、価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10)　くじによる運営予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより運営予定事業者を決定します。

なお、当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、当局が指定した者（価格審査事務に関係のない当局職員）が応募資格者に代わってくじを引き、運営予定事業者を決定します。この場合において、くじ引きに立ち会わなかった当該応募資格者は、くじ引きの結果について異議を申し立てることはできません。

(11)　審査結果の公表

運営予定事業者を決定したときは、運営予定事業者名及び価格を、運営予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、運営予定事業者名及び決定価格を回答するとともに、大阪市ホームページ及び大阪市病院局ホームページに運営予定事業者名及び決定価格を掲載します。

(12)　価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8　使用許可申請の手続

決定した運営予定事業者は、事業用資産使用許可申請書（新規）等を当局が指定する期日までに提出してください。

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。ただし、当局が地方独立行政法人へ移行した場合は、同一内容で民法上の契約となります。

9　運営予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、運営予定事業者としての決定を取り消します。

なお、最高価格の価格提案を行った運営予定事業者の決定を取り消した場合については、次点高価格（当局が設定する最低使用料以上のものに限る。）の価格提案を行った者を運営予定事業者とします。

⑴　正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合。
⑵　運営予定事業者が応募者の資格を失った場合。
⑶　運営予定事業者決定後使用許可までに、運営予定事業者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたときは、使用許可を行わないものとします。
　また、使用許可後、当該使用許可の履行期間中に運営事業者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたときは、使用許可の取消しを行うものとします。

１０　その他

応募の申込手続に関する一切の費用については、応募者の負担となります。
また、使用許可申請の手続に関する一切の費用については、運営予定事業者の負担となります。
なお、当局に提出された書類は一切返却いたしません。

募集に関する問い合わせ先　：　大阪市病院局 企画部 会計課（契約管財）
大阪市都島区都島本通２丁目13番22号
（大阪市立総合医療センター　４階）
電話　（06）6929－3605

事 務 フ ロ ー 図

ホームページにて募集要項を公示 （平成25年8月5日(月)）

↓

応募申込書等の受付開始 （平成25年8月6日(火)）

※ 床頭台等設置場所の見学を希望する場合は、応募申込手続の際にお申し出ください。

↓

応募申込書等の提出期限 （平成25年8月20日(火)）

↓

質疑書の受付開始 （平成25年8月26日(月)）

↓

質疑書の提出期限 （平成25年8月27日(火)）

↓

質疑書への回答日 （平成25年9月6日(金)）

↓

価格提案審査、運営予定事業者の決定 （平成25年9月12日(木)）

↓

使用許可申請の手続

※ 当局が地方独立行政法人へ移行した場合は、同一内容で民法上の契約となります。

↓

使用許可書の交付

↓

使用許可の開始 （平成 26 年 4 月 1 日(火)）

応募申込書等の受付場所、価格提案書の提出及び審査の場所（位置図）

別添

床頭台等設置一覧表（予定）

区分	さくら病棟													小計
	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	16階	17階	18階	
カード販売機	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
カード精算機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
床頭台ユニット	2	0	0	0	42	42	33	42	38	42	42	43	43	369
全自動洗濯機	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
乾燥機	1	0	1	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20

区分	すみれ病棟													小計
	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	16階	17階	18階	
カード販売機	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
カード精算機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
床頭台ユニット	0	33	0	38	16	42	16	38	36	40	42	42	12	355
全自動洗濯機	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	10
乾燥機	0	0	1	2	1	2	0	2	2	2	2	2	1	17

区分	夜間出入口（1階）	救急（1階）	売店前（5階）	倉庫（5階）	小計
カード販売機	0	1	1	0	2
カード精算機	3	0	0	0	3
床頭台ユニット	0	13	0	0	13
全自動洗濯機	0	0	0	0	0
乾燥機	0	0	0	0	0

区分	合計
カード販売機	24
カード精算機	3
床頭台ユニット	737
全自動洗濯機	21
乾燥機	37

※　設備の故障・汚損・破損等による不具合が生じた場合又は病棟担当者から床頭台ユニットの設置・移動に係る依頼があった場合に備え、床頭台ユニットについては上記の台数以外に適切な数量の予備を確保すること。

現行の床頭台等設置状況の写真

①　②　４人部屋の壁側に設置している
　　　床頭台ユニット

※ ベッドと壁の間隔が約 70 ㎝と狭小なため、この場所に確実に床頭台ユニットが設置できること。なお、現行の左右両側のタオル掛けは折りたたみ式。

③　４人部屋の窓側に設置している
　　床頭台ユニット

④　救急病棟に設置している床頭台ユニット

現行の床頭台等設置状況の写真

各病棟の標準的な洗濯室

標準的な設置の乾燥機 1

標準的な設置の乾燥機 2

標準的な設置の洗濯機

すみれ病棟 18 階の洗濯室

すみれ病棟 10 階の洗濯室

すみれ病棟 8 階の洗濯室

さくら病棟 6 階の洗濯室

現行の床頭台等設置状況の写真

⑬　各病棟に標準的に設置している
　　プリペイドカード販売機（卓上型）

⑭　１階救急病棟に設置している
　　プリペイドカード販売機（床置型）

⑮　５階売店前に設置している
　　プリペイドカード販売機（床置型）

⑯　１階入退院受付前に設置している
　　プリペイドカード精算機（卓上型）

⑰　１階夜間出入口前に設置している
　　プリペイドカード精算機（床置型）

事務室・倉庫に使用する部分（5階：11.79㎡）

位 置 図

別 添
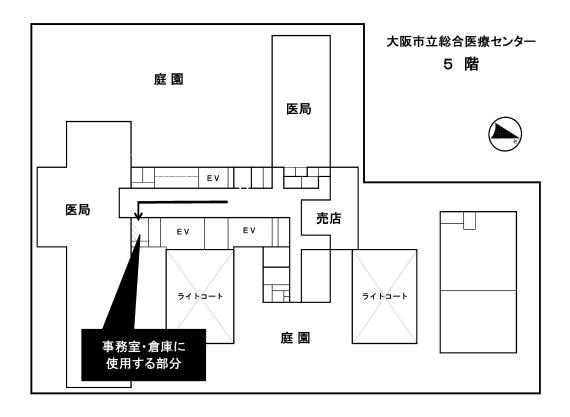
事務室・倉庫に使用する部分（5階：11.79㎡）
詳 細 図
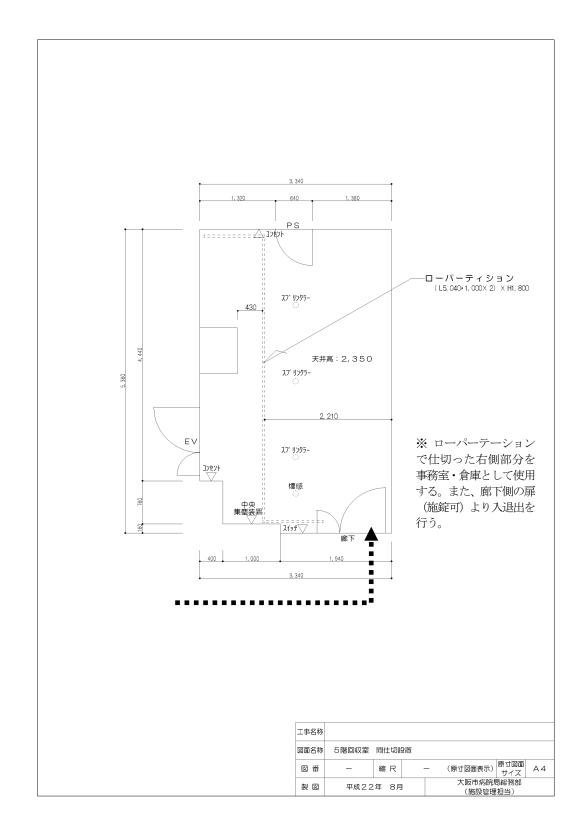
大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業に関する仕様書

本仕様書は、床頭台ユニット（天面を有する床頭台に、テレビ、DVD 再生機、冷蔵庫、セーフティボックス、課金装置等を備えたもの）、プリペイドカード販売機・精算機、全自動洗濯機及び乾燥機（以下「床頭台等」という。）の設置管理運営事業者（以下「運営事業者」という。）が、大阪市立総合医療センターにおいて床頭台等の設置管理運営事業を行うにあたり、大阪市病院局（以下「当局」という。）が必要と認める条件を定めるものである。

運営事業者が大阪市立総合医療センターにおいて床頭台等の設置管理運営事業を行う際は、本仕様書に記載された内容をすべて満たした設置管理運営事業を行わなければならない。

また、設置管理運営事業を行う際に交付される事業用資産使用許可書に特段の記載がない事項については、「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業者募集要項」及び本仕様書の記載事項をもって事業用資産使用許可にあたっての条件とする。

1　使用物件

使用許可の施設	大阪市立総合医療センター　1 階、5 階、6～18 階
所在地（住居表示）	大阪市都島区都島本通 2 丁目 13 番 22 号
床頭台等の台数	床頭台ユニット（天面を有する床頭台に、テレビ、DVD 再生機、冷蔵庫、セーフティボックス、課金装置等を備えたもの）: 737 台、 全自動洗濯機 : 21 台、乾燥機 : 37 台、 プリペイドカード販売機 : 24 台、プリペイドカード精算機 : 3 台 ※ 設備の故障・汚損・破損等による不具合が生じた場合又は病棟担当者から床頭台ユニットの設置・移動に係る依頼があった場合に備え、床頭台ユニットについては上記の台数以外に適切な数量の予備（現行の予備は 10 台程度）を次項の倉庫に確保すること。 ※ 設置場所及び設置場所に係る設置台数については、別添「床頭台等設置一覧表（予定）」のとおり。なお、大阪市立総合医療センターの運用変更（診療形態の変更、病棟の再編等）又は入院患者の状況等によって、設置場所及び設置場所に係る設置台数が変更する場合がある。
事務室・倉庫 5 階（11.79 ㎡）	使用部分については、別添「事務室・倉庫に使用する部分（位置図、詳細図）」のとおりとし、床頭台等の設置管理運営事業に係る事務室及び予備設備の保管場所に供するものとする。

2　使用用途　　床頭台等の設置管理運営事業

3　使用許可期間

使用許可期間は許可の日から1年以内とし、初年度については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、当初許可の日から5年を超えない範囲で更新することができ、平成27年4月1日以降に継続して使用する場合は、当局が設定した公募条件を変更しないことを前提として年度

ごとに申請を行うことにより、最長平成31年3月31日まで1年単位で使用許可を更新する予定である。
なお、更新を希望しない場合は、当局に対して使用許可期間終了の1年前までに書面により意思表示を行うものとする。

4　使用料

当局が設定する最低使用料（**月額税抜**）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とし、使用許可の際は消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。
なお、使用料は年額分の前納又は半年分ごとの前納による分納とし、使用許可後に当局が別途発行する請求書（納入通知書）により納入期限までに納付しなければならない。

5　保証金

(1)　使用料を年額分の前納とする場合は、保証金を免除とする。
(2)　使用料を半年分ごとの前納による分納とする場合は、保証金として使用料の3箇月分を当局が別途発行する請求書（納入通知書）により納入期限までに納付しなければならない。
　なお、保証金は、使用許可期間の終了後に原状回復を確認した上で、口座振込により還付することとし、振込手数料が発生する場合は運営事業者の負担とする（保証金には利息は付さない。）。
(3)　保証金は使用料等の納付が遅延した場合においてこれを充当するほか、本使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。
(4)　前号の充当により保証金に不足が生じたとき又は他の事由による充当で不足額があるときは、保証金を追納しなければならない。

6　光熱水費

光熱水費については、当局が別途発行する請求書（納入通知書）により納入期限までに納付しなければならない。
また、光熱水費に係る単価は、大阪市立総合医療センター全体における電気及び水道の使用量及び支払料金から当局が算出した金額とする。

7　延滞金及び督促手数料

(1)　運営事業者が、使用料及び光熱水費を納入期限までに納付しないときは、当局は、納入期限後30日以内に、督促状を発行する日から起算して10日の期限を指定して督促するものとし、当局が督促状を発行した場合は、督促手数料（1通につき50円）を使用料等に加えて納付しなければならない。
(2)　運営事業者が、使用料及び光熱水費を納入期限までに納付しない場合は、納入期限の翌日から納付する日までの日数に応じ、使用料等（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

8　必要経費の負担区分

床頭台等の設置管理運営事業に関する当局及び運営事業者に係る必要経費の負担区分は、次のとおりとする。

【 負担区分一覧表 】

	床頭台等の設置管理運営事業に関する項目	負担区分	
		病院局	運営事業者
1	応募申込手続及び使用許可申請手続に要する費用		○
2	使用料		○
3	光熱水費		○
4	床頭台等の導入に係る費用（環境整備、搬入、設置及び調整に係る費用を含む。）		○
5	入院案内放送（無料）の作成・更新、共聴工事に要する一切の費用		○
6	NHK 放送受信契約手続に要する費用及び放送受信料		○
7	消耗品（清掃床頭台ユニットの清拭のための薬液、消毒液、イヤホン、リモコンの電池、セーフティボックスの鍵、柔軟剤入り洗剤等）に係る費用		○
8	事務室・倉庫の照明管球の調達及び交換に係る費用	○	
9	事務室・倉庫に外線電話（インターネット、FAX、PHS 等を含む。）を設置する場合の申込手続に係る費用、通信工事費用及び電話機等の機器類購入に係る費用		○
10	床頭台等に係る点検、清掃及び保守に係る費用		○
11	使用済みプリペイドカード等運用過程で生じる廃棄物の処分に係る費用		○
12	床頭台等の故障による修理費用		○
13	落雷又は停電による床頭台等の故障・破損に対する修繕又は調整等の復旧費用		○
14	床頭台等の移設が必要となった場合の移設に係る費用		○
15	運営事業者又は患者の故意又は過失（重過失を含む。）により発生した床頭台等の汚損・破損に対する修繕費用		○
16	当局の過失（重過失を含む。）により発生した床頭台等の汚損・破損（衛生管理又は医療上必要な行為における汚損・破損を含む。）に対する修繕費用		○
17	当局の故意により発生した床頭台等の汚損・破損に対する修繕費用	○	
18	故意又は過失（重過失を含む。）なく発生した、運営事業者、患者又は当局による床頭台等の汚損・破損に対する修繕費用		○
19	本事業の運営過程で、当局及び患者に対して損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用		○
20	本仕様書を含む募集要項及び事業用資産使用許可書の記載事項の運営に係る費用		○
21	廃棄物（家電リサイクル費用を含む。）の処理に係る費用		○
22	設置管理運営事業終了の際の原状回復に係る費用		○

９　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備

床頭台等の設置管理運営事業に係る設備は、すべて新品を使用し、課金対象の設備については、すべて同一のプリペイドカードで利用できることを条件とする。

また、入院患者が利用することを踏まえ、安全性・利便性に配慮した設備を導入し、床頭台等の利用方法及び利用料金が容易に分かる取扱説明書をすべての床頭台ユニット、洗濯機及び乾燥機に備え付けること。

なお、設備の故障・汚損・破損等による不具合が生じた場合又は病棟担当者から床頭台ユニットの設置・移動に係る依頼があった場合に備え、床頭台ユニットについては適切な数量の予備（現行の予備は 10 台程度）を確保すること。

【 床頭台等の設置管理運営事業に係る設備一覧 】

床頭台ユニット	A　床頭台	天面、スライドテーブル、引き出し、タオル掛け（左右側面）、コンセント、足元灯、ストッパー付きキャスター	―
	B　テレビ	床頭台上部に固定取付け。	課金対象
	C　DVD 再生機	床頭台ユニットに内蔵。	課金対象
	D　冷蔵庫	床頭台下部に固定取付け。	課金対象
	E　セーフティボックス	引き出し内に固定取付け。	―
	F　課金装置	床頭台ユニットに内蔵。	―
G　全自動洗濯機（課金装置を取り付けること。）			課金対象
H　乾燥機（課金装置を取り付けること。）			課金対象
I　プリペイドカード			―
J　プリペイドカード販売機			―
K　プリペイドカード精算機			―

現行の床頭台等の大きさ（参考） W：横幅（㎝） D：奥行（㎝） H：高さ（㎝）	床頭台ユニット：W49.5×D52.0×H160.0 （左右両側のタオル掛けを含む場合は、W61.0） （背面のテレビ吊下げ金具を含む場合は、D56.0）
	全自動洗濯機：W54.0×D58.0×H84.0 ※ 洗濯防水パンの内側寸法：W82.0×D56.0
	乾燥機：W60.0×D58.0×H74.0
	プリペイドカード販売機：（1 階、5 階・床置型）W33.0×D26.0×H126.0 （病棟・卓上型）W33.0×D26.0×H46.5
	プリペイドカード精算機：（1 階・床置型）W33.0×D26.0×H126.0 （1 階・卓上型）W33.0×D26.0×H46.5
	※ 現行の設置状況については、別添「現行の床頭台等設置状況の写真」を参照のこと。

【 床頭台等の設置管理運営事業に係る設備の仕様 】

A　床頭台

- ベッド横に設置できる大きさで、横幅 （左右側面のタオル掛けを含む。）61 ㎝、奥行（背面のテレビ吊下げ金具等を含む。） 60 ㎝を超えないこととし、高さ（テレビを含む。）は 160 ㎝程度とする。
- テレビ、DVD 再生機、冷蔵庫、セーフティボックス、課金装置、天面、スライドテーブル、引き出し（引き抜けない構造であること。）、タオル掛け（左右側面）、コンセント及び人感センサー式の足元灯を備えること。ただし、人感センサー式の足元灯について、冷蔵庫等の取付け設備の機能で満たせる場合は、その機能での代用も可とする。
- テレビの設置は、床頭台からの落下防止のため、吊下げ金具による固定取付け（伸縮アームは不可。）とし、床頭台上面（次の床頭台ユニット図で指し示す部分）の有効スペー

スを確保するため、床頭台上面（次の床頭台ユニット図で指し示す部分）への据え置き設置は不可とする。
・　床頭台下部に冷蔵庫、引き出し内にセーフティボックスを固定取り付けできる構造となっていること。
・　キャスターによる移動ができること。また、ストッパー機能を有すること。
・　患者が怪我をしないよう、各部の角がとれたものであること。
・　感染対策のため、通常よりも濃度の高い薬液（次亜塩素酸ナトリウムを含む溶剤）を使用した清拭にも耐えうる加工を施すこと。
・　床頭台上面（次の床頭台ユニット図で指し示す部分）の端や隙間は、水分の浸入防止及びカード等小物の落下防止のため、コーキング等で埋めること。

床頭台ユニット図
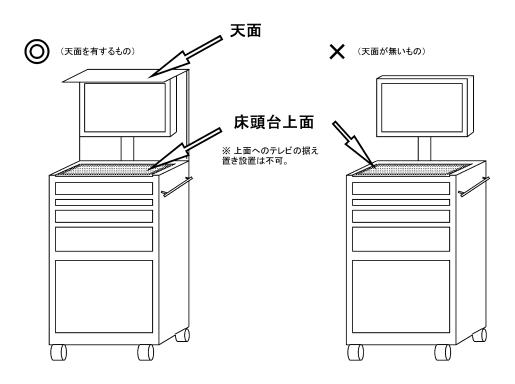
B　テレビ
・　19 型以上 22 型以下の液晶テレビとすること。
・　ＢＳデジタルチューナーを内蔵していること。
・　吊下げ金具による固定取付け（伸縮アームは不可。）とし、床頭台上面（上の床頭台ユニット図で指し示す部分）への据え置き設置は不可とする。
・　上下左右に角度調整が可能なこと。
・　ワイヤレスリモコンによる操作が可能であり、他のテレビとの干渉防止対策済みのものであること。なお、リモコンの電池は運営事業者の費用負担とする。
・　空きチャンネルを利用した入院案内放送が無料で視聴できること。
・　イヤホンは運営事業者の負担とし、1 利用者ごとに新品と交換すること。
・　イヤホンジャックが、テレビ正面又は患者が分かりやすい箇所にあること。
・　当局所有のテレビ共聴設備（アンテナ）を使用できるものとする。

C　DVD 再生機

・　床頭台ユニットに内蔵すること。
・　ワイヤレスリモコンによる操作が可能であり（テレビと同一のリモコンで操作できることが望ましい。）、他の DVD 再生機との干渉防止対策済みのものであること。なお、リモコンの電池は運営事業者の費用負担とする。

D　冷蔵庫
・　容量 25 リットル以上の冷蔵庫（保冷庫は不可。）とすること。
・　静音・低振動設計で、ペルチェ方式（コンプレッサー方式は不可。）とすること。
・　床頭台下部に固定取付けすること。
・　閉め忘れ防止機能を有すること。

E　セーフティボックス
・　長財布、お見舞い袋等の貴重品が納まる大きさで、床頭台の引き出し内に固定取付けすること。
・　鍵は、シリンダー式又はカード式とし、他のセーフティボックスの開錠及び施錠ができないように対策を施すこと。
・　患者が鍵を紛失・破損した場合は、容易に交換が可能であること。なお、鍵の交換は無償で行うこと。

F　課金装置
・　テレビ、DVD 再生機及び冷蔵庫に係る課金装置は、床頭台ユニットに内蔵することとし、プリペイドカードの残度数及び残時間が表示できること。
・　テレビについて、一般有料視聴と入院案内放送の無料視聴の対応ができること。
・　全自動洗濯機及び乾燥機に係る課金装置は、全自動洗濯機及び乾燥機にそれぞれ取り付けること。
・　利用できるプリペイドカードは、大阪市立総合医療センターの専用カードとして使用するものに限る。

G　全自動洗濯機
・　指定場所に設置できる大きさ・形状のものとし、大きさは現行のサイズ（課金装置及び配線・配管は含まない全自動洗濯機本体のみ：横幅 54.0 ㎝、奥行 58.0 ㎝、高さ 84.0 ㎝）を参考にすること。なお、洗濯防水パン（内側寸法：横幅 82.0 ㎝、奥行 56.0 ㎝）に確実に納まること。
・　全自動式とし、洗濯容量は 7 ㎏以上とすること。
・　全自動洗濯機 1 台ごとに課金装置を取り付けること。
・　稼働回数を把握するため、洗濯機 1 台ごとにカウンター装置を取り付けること。
・　柔軟剤入り洗剤は運営事業者の費用負担とし、利用者が自由に使えるように設置すること。

H　乾燥機
・　指定場所に設置できる大きさ・形状のものとし、大きさは現行のサイズ（課金装置及び配線・配管は含まない乾燥機本体のみ：横幅 60.0 ㎝、奥行 58.0 ㎝、高さ 74.0 ㎝）を参考にすること。
・　洗濯機と並列できない狭小な場所については、洗濯機の上に架台を取り付けて乾燥機を設置すること。
・　全自動式とし、乾燥容量は 4.5 ㎏以上とすること。
・　乾燥機 1 台ごとに課金装置を取り付けること。
・　稼働回数を把握するため、乾燥機 1 台ごとにカウンター装置を取り付けること。

・　１回の利用で完全乾燥できること。

Ｉ　プリペイドカード

・　販売価格は、１枚 1,000 円とすること。
・　大阪市立総合医療センターの専用カードとし、他病院との共用は不可とすること。
・　大阪市立総合医療センターの専用カードであることが分かるデザインにすること。
・　運営事業者の連絡先（社名、所在地、電話番号等）を印刷すること。

Ｊ　プリペイドカード販売機

・　指定場所に設置できる大きさ・形状のものとし、大きさは現行のサイズ（1 階救急病棟及び 5 階売店前に設置の床置型：横幅 33.0 ㎝、奥行 26.5 ㎝、高さ 126.0 ㎝、各病棟に設置の卓上型：横幅 33.0 ㎝、奥行 26.5 ㎝、高さ 46.5 ㎝）を参考にすること。
・　販売枚数又は販売金額を電子的に記録できる機能を有し、その記録を出力できること。
・　防犯対策及び転倒防止対策を施すこと。
・　車いすでの利用に配慮すること。
・　運営事業者の連絡先（社名、所在地、電話番号等）を明記すること。

Ｋ　プリペイドカード精算機

・　指定場所に設置できる大きさ・形状のものとし、大きさは現行のサイズ（1 階夜間出入口前に設置の床置型：横幅 33.0 ㎝、奥行 26.5 ㎝、高さ 126.0 ㎝、1 階入退院受付前に設置の卓上型：横幅 33.0 ㎝、奥行 26.5 ㎝、高さ 46.5 ㎝）を参考にすること。
・　精算枚数又は精算金額を電子的に記録できる機能を有し、その記録を出力できること。
・　患者が精算する際の払戻手数料は無料とすること。
・　他病院で使用されているプリペイドカードの精算はできない仕様とすること。
・　防犯対策及び転倒防止対策を施すこと。
・　車いすでの利用に配慮すること。
・　運営事業者の連絡先（社名、所在地、電話番号等）を明記すること。

１０　利用料金

課金対象の設備について、現在の利用料金のとおりとする。

また、仮に消費税率の引上げに伴い利用料金を改定する場合は、速やかに当局と協議することとし、既に入院している患者に対して十分な周知を行った上、円滑に改定後の利用料金へ移行できるよう対策を行うこと。この場合において、便乗値上げと解されないように留意すること。

【 現在の利用料金 】

課金対象の設備	利用料金に対する時間の単位	利用料金
テレビ	1 時間（1 日の最大料金は 500 円）	80 円
DVD 再生機	1 時間（1 日の最大料金は 500 円）	80 円
冷蔵庫	24 時間（1 日）	150 円
全自動洗濯機	約 40 分／1 回あたり	200 円
乾燥機	約 60 分／1 回あたり（完全乾燥まで）	200 円

１１　放送受信契約及び放送受信料の支払い

運営事業者は、運営事業者の責任と負担において、病室に設置したすべてのテレビについて日本放送協会（NHK）と放送受信契約（種別は衛星契約とする。）の締結を行い、当該契約に基づき速

やかに放送受信料を支払わなければならない。
　また、放送受信契約の締結後に、当局へ当該契約を締結したことが分かる書類の写しを１部提出すること。

１２　入院案内放送（無料）の導入

　運営事業者は、テレビの空きチャンネルを利用した入院案内放送（無料）について、大阪市立総合医療センター側の意見を十分に取り入れた上、運営事業者の費用負担により、入院案内に係るデータを作成・編集し、共聴工事を行うこと。
　また、内容に変更が生じた場合は、その都度、運営事業者の費用負担により作成・編集すること。
　なお、運営予定事業者の決定後、運営予定事業者は、当局が指定する期日までに入院案内の内容について打合せを行うこととし、入院案内に係るデータの完成後は速やかに放送ができるよう、共聴工事を並行して実施することとし、当該データの著作権は当局に帰属するものとする。

１３　保守管理等

⑴　設置管理運営事業に係る設備は、常に正常かつ清潔な状態に保つこと。
⑵　すべての床頭台ユニット、全自動洗濯機及び乾燥機に備え付ける取扱説明書については、どのような患者が見ても床頭台等の利用方法及び利用料金が容易に分かるように作成すること。また、患者より、当該取扱説明書の記載内容が分かりにくい等の苦情があった場合は、迅速かつ誠実に説明を行い、必要に応じて、記載内容を修正した取扱説明書に差し替える等の対策を講じること。
⑶　日常的なメンテナンスを含む保守管理及び修理メンテナンス業務は年中無休とし、業務時間は午前９時から午後６時までとする。
⑷　日常的なメンテナンスを含む保守管理業務を行う従事者の人数について、平日（月～金曜）は４人以上、土曜は３人以上、日曜及び祝日は２人以上を配置するものとし、退院状況等により増員が必要な場合は、随時、人数の調整を行うこと。また、当該業務を行う従事者は、運営事業者名が明示された制服及び名札を着用すること。
⑸　毎日、各設備の設置場所を巡回・点検し、洗濯機及び乾燥機については、毎日フィルター清掃を実施すること。また、プリペイドカード販売金の回収、プリペイドカードの補充及び回収は定期的に行い、プリペイドカード精算機については、つり銭切れの状態を可能な限り回避すること。
⑹　必要に応じて、備品（プリペイドカード、リモコンの電池、柔軟剤入り洗剤）の交換・補充・回収等を行うこと。
⑺　患者が退院した場合は、床頭台ユニットの清拭及びメンテナンスを確実に実施し、感染症患者が使用したものについては、通常よりも濃度の高い薬液（次亜塩素酸ナトリウムを含む溶剤）を使用して清拭を行うこと。また、原則、設置場所での清拭及びメンテナンスは行わないこと。
⑻　定期的に各病棟の退院状況（予定を含む。）の把握については、各病棟と連携し、患者の退院による床頭台ユニットの引取り・回収を円滑に行うこと。また、退院状況の把握は、できるだけ各病棟担当者に負担がかからないような手法（事業者が作成した連絡票を各病棟に備え付け、各病棟担当者が連絡票に記入した退院日・当該病室番号等を巡回の際に確認するなどの方法）で行うこと。
⑼　病棟担当者から床頭台ユニットの設置・移動に係る依頼があった場合は、指定日時までに予備の床頭台ユニット又は清拭及びメンテナンスが完了した床頭台ユニットを指定場所へ設置すること。また、設置期間終了時に床頭台ユニットの引取り・回収に係る依頼があった場合は、速やかに当該病棟へ赴き引取り・回収を行うこと。

(10)　床頭台等に起因するトラブル又は患者からの苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応し、その都度、当局へ報告すること。また、問題の解決に至らなかった場合は、直ちに当局へ連絡し、対処方法について当局と協議の上、当局の指示に従うこと。

(11)　日常的なメンテナンスを含む保守管理及び修理メンテナンスに係る体制又は内容について、当局から改善を求められた場合は、指示に従い、速やかに対処すること。

(12)　病院業務及び患者の療養の妨げにならないように業務を行うこと。

１４　報告書等の提出

(1)　毎月 25 日（土曜、日曜及び祝日の場合は直前の平日）までに、前月における収支報告（プリペイドカードの売上金額、精算額）及び全自動洗濯機・乾燥機に係る稼働回数を書面（様式自由）により提出すること。

(2)　光熱水費の算出に必要なため、電気・水道を使用する設備について、それぞれの設備に係る消費電力及び使用水量を書面（様式自由）により提出すること。

１５　現運営事業者及び次期運営事業者の責務

(1)　使用許可の取消し又は使用許可期間満了時において、現運営事業者は次期運営事業者に対し円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。

(2)　設備及び備品等の入替えについて、現運営事業者及び次期運営事業者は当局と十分に協議を行い、当局が指定する期日までに、現運営事業者は撤去及び搬出に係る計画書（様式自由）を、次期運営事業者は搬入及び設置に係る計画書（様式自由）を当局へ提出しなければならない。

　なお、現運営事業者及び次期運営事業者は、計画書に基づき速やかに設備及び備品等の撤去又は設置を完了させ、平成 26 年 4 月 1 日時点で次期運営事業者による床頭台等の設置管理運営事業がなされている状態にしなければならない。

(3)　次期運営事業者の決定後、現運営事業者は、現運営事業者が販売したプリペイドカードについて、現運営事業者が設置したプリペイドカード精算機を撤去するまでに精算するよう、入院患者に対し十分に周知・説明を徹底するとともに、プリペイドカード精算機の撤去後に当局へ未精算のプリペイドカードについて問い合わせがあった場合の対応について、当局と協議を行うこと。

　また、当該未精算に係る対応については、現運営事業者の責任をもって対応すること。

１６　使用上の制限

運営事業者は、使用物件を指定する用途以外に供してはならない。

１７　使用許可の取消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

(1)　当局において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合。

(2)　運営事業者が許可条件及び本仕様書の各条項に違反したとき。

(3)　応募資格を偽り、又はその他不正な手段によってこの許可を受けたとき。

(4)　前３号のいずれかに該当する場合は、当該取消し又は変更によって生じた損失を当局に請求することはできない。

１８　原状回復

⑴　大阪市病院局長が使用許可を取り消したとき又は使用期間の満了後、引き続き使用を許可しないときは、運営事業者は、自己の費用で、当局の指定する期日までに使用物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、大阪市病院局長が特に承認した場合は、この限りでない。
⑵　運営事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、当局がこれを代位して行い、その費用を運営事業者に請求することができる。この場合において、運営事業者は何らの異議を申し立てることができない。

１９　損害賠償等

⑴　運営事業者は、その責に帰すべき事由により使用物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、当該使用物件を原状に復した場合はこの限りでない。
⑵　床頭台等の設置管理運営事業にあたり、当局及び第三者に損害を与えたときは、すべて運営事業者の責任においてその損害を賠償すること。

２０　実地調査等

当局は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができる。

２１　損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

⑴　公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可の全部又は一部を取り消した場合においては、運営事業者は当該取消しによって生じた損失の補償を当局に請求しないものとする。
⑵　大阪市立総合医療センターの運用変更（診療形態の変更、病棟の再編等）又は入院患者の状況等により発生する売上等への影響について、運営事業者は当該変更によって生じた損失の補償を当局に請求しないものとする。
⑶　運営事業者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費その他の費用を当局に請求しないものとする。

２２　その他

⑴　使用許可後、本仕様書に定めのないものや疑義が生じたときは、必要に応じて営業事業者は当局と協議の上、当局の指示に従うこと。
⑵　大阪市立総合医療センター（敷地を含む。）内は終日禁煙のため、従事者に徹底するとともに、事務室・倉庫内も全面禁煙とすること。
⑶　運営事業者及び従事者は、大阪市立総合医療センター内で知り得た患者等の情報を第三者に漏らしてはならない。

受付番号

様式１

応　募　申　込　書

平成　　　年　　月　　日

大阪市病院局長　　瀧藤　伸英　様

募集要項の各条項を遵守の上、大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業者への応募について、次のとおり参加したいので、資料を添えて申し込みます。

１　申込者

住所（所在地）

法人名（名称及び代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

電話番号

２　添付書類

<table>
<tr><td>誓約書</td><td>様式２</td><td>１部</td><td>所定の用紙に必要事項を記入し、実印（登録印）を押印。カラーコピー等は不可。</td></tr>
<tr><td>現在事項全部証明書</td><td rowspan="3">各種証明書
（発行後３箇月以内のもの）</td><td>１部</td><td rowspan="3">（※）未納税額がないことの証明書。
① 国税 法人税（その 3）（平成 24 年分）
② 法人市民税（事業年度で直近のもの）
③ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）（平成 24 年度分）
平成 24 年 1 月 1 日現在、大阪市内又は大阪市に隣接する市に固定資産（土地・家屋）を所有していない場合は不要。</td></tr>
<tr><td>印鑑証明書</td><td>１部</td></tr>
<tr><td>納税証明書（※）</td><td>各１部</td></tr>
<tr><td colspan="4">②及び③について、大阪市内に事務所を有しない場合で、大阪市に隣接する複数の市に事務所を有する場合は、応募申込を行う事務所の所在地に係る当該市発行の証明書のみ。
また、大阪市内及び大阪市に隣接する市にそれぞれ事務所を有する場合は、大阪市発行の証明書のみ。
なお、大阪市内に複数の事務所を有する場合は、全市分を反映した証明書を提出すること。</td></tr>
<tr><td>事業概要等</td><td>様式自由</td><td>各１部</td><td>① 会社概要（会社パンフレットなど、床頭台等の設置管理運営事業の実績について記載したもの又は床頭台等の設置管理運営事業の実態が判断できるもの）
② 直近の貸借対照表、損益計算書</td></tr>
<tr><td>床頭台等提案書</td><td>様式３</td><td>２部</td><td>「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業に関する仕様書」の「９　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」及び「１３　保守管理等」に記載された条件を満たしたものとする。また、添付書類として、Ａ４用紙に納品予定設備のカラー写真又はカタログ写真を貼付又は印刷すること。</td></tr>
</table>

様式２

誓　約　書

平成　　　年　　月　　日

大阪市病院局長　　瀧藤　伸英　様

住　　所
（所 在 地）

法 人 名　　　　　　　　　　　　　　　実印
（名称及び代表者氏名）

貴局における大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業者への応募について、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

１　応募申込書の提出に際し、「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業者募集要項」及び「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業に関する仕様書」について十分理解の上、申し込みます。

２　大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業者募集要項の「２　応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

３　設置管理運営予定事業者の決定に関して、大阪市ホームページ及び大阪市病院局ホームページに設置管理運営予定事業者名及び決定金額を掲載することに同意します。

様式 3

床 頭 台 等 提 案 書

平成　　　年　　月　　日

大阪市病院局長　　瀧藤　伸英　様

住　　所
（所 在 地）

法 人 名　　　　　　　　　　　　　　　　実印
（名称及び代表者氏名）

大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業者募集要項に基づき、床頭台等提案書及び床頭台等提案書に係る添付書類を本書のとおり提出します。

なお、記載内容及び写真は、納品予定の設備であり、事実に相違ありません。

1　床頭台

<table>
<tr><th>メーカー名</th><th>型番</th><th>大きさ（W 横幅 ×D 奥行 ×H 高さ）cm</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>（左右側面のタオル掛け及び背面のテレビ吊下げ金具等を含まない場合）
W ＿＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td>（左右側面のタオル掛け及び背面のテレビ吊下げ金具等を含む場合）
W ＿＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">天面、スライドテーブル、引き出し、
タオル掛け（左右側面）、コンセント、
足元灯、ストッパー付きキャスター、
テレビ、DVD再生機、冷蔵庫、
セーフティボックス、課金装置</td><td>左の設備以外のものが備え付けられている場合は、
下欄に設備名称を記入すること。</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

仕様書「９　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」A 床頭台の記載事項を満たすこと。また、これを上回る機能や特徴がある場合は、その内容を右欄に記入すること。	

2　テレビ

<table>
<tr><th>メーカー名</th><th>型番</th><th>大きさ（W 横幅 ×D 奥行 ×H 高さ）cm</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>W ＿＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td>インチ数</td></tr>
<tr><td>＿＿＿＿＿＿ インチ</td></tr>
</table>

仕様書「９　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」B テレビの記載事項を満たすこと。また、これを上回る機能や特徴がある場合は、その内容を右欄に記入すること。	

3　DVD再生機

メーカー名	型番	大きさ（W 横幅 ×D 奥行 ×H 高さ）cm
		W ＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿

仕様書「9　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」C　DVD再生機の記載事項を満たすこと。また、これを上回る機能や特徴がある場合は、その内容を右欄に記入すること。	※ テレビと同一のリモコンでの操作の可否等

4　冷蔵庫

メーカー名	型番	大きさ（W 横幅 ×D 奥行 ×H 高さ）cm
		W ＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿
		容量
		＿＿＿＿＿ リットル

仕様書「9　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」D 冷蔵庫の記載事項を満たすこと。また、これを上回る機能や特徴がある場合は、その内容を右欄に記入すること。	

5　セーフティボックス

メーカー名	型番	大きさ（W 横幅 ×D 奥行 ×H 高さ）cm
		W ＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿

仕様書「9　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」E セーフティボックスの記載事項を満たすこと。また、これを上回る機能や特徴がある場合は、その内容を右欄に記入すること。	※ 鍵の方式、鍵の紛失・破損した場合の対処方法及びそれに要する対応時間等

６　課金装置

メーカー名	型番	大きさ（W 横幅 ×D 奥行 ×H 高さ）cm
		W ＿＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿＿

仕様書「9　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」F 課金装置の記載事項を満たすこと。また、これを上回る機能や特徴がある場合は、その内容を右欄に記入すること。	

７　全自動洗濯機

メーカー名	型番	大きさ（W 横幅 ×D 奥行 ×H 高さ）cm
		W ＿＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿＿
		洗濯容量
		＿＿＿＿＿＿ kg

仕様書「9　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」G 全自動洗濯機の記載事項を満たすこと。また、これを上回る機能や特徴がある場合は、その内容を右欄に記入すること。	※ 柔軟剤入り洗剤の商品名等

８　乾燥機

メーカー名	型番	大きさ（W 横幅 ×D 奥行 ×H 高さ）cm
		W ＿＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿＿
		乾燥容量
		＿＿＿＿＿＿ kg

仕様書「9　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」H 乾燥機の記載事項を満たすこと。また、これを上回る機能や特徴がある場合は、その内容を右欄に記入すること。	

９　プリペイドカード販売機

メーカー名	型番	大きさ（W 横幅 ×D 奥行 ×H 高さ）㎝
		（床置型） W ＿＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿＿
		（卓上型） W ＿＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿＿

仕様書「９　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」J プリペイドカード販売機の記載事項を満たすこと。また、これを上回る機能や特徴がある場合は、その内容を右欄に記入すること。	※防犯対策及び転倒防止対策に係る内容等

１０　プリペイドカード精算機

メーカー名	型番	大きさ（W 横幅 ×D 奥行 ×H 高さ）㎝
		（床置型） W ＿＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿＿
		（卓上型） W ＿＿＿＿＿ × D ＿＿＿＿＿ × H ＿＿＿＿＿

仕様書「９　床頭台等の設置管理運営事業に係る設備」K プリペイドカード精算機の記載事項を満たすこと。また、これを上回る機能や特徴がある場合は、その内容を右欄に記入すること。	※防犯対策及び転倒防止対策に係る内容等

１１　保守管理等

<table>
<tr><td rowspan="3">日常的なメンテナンスを含む保守管理業務を行う従事者の人数</td><td>平日（月～金曜）</td><td>人</td></tr>
<tr><td>土曜</td><td>人</td></tr>
<tr><td>日曜及び祝日</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日常的なメンテナンスを含む保守管理及び修理メンテナンスに係る内容</td><td colspan="2">（保守管理に係る内容）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（修理メンテナンスに係る内容）</td></tr>
<tr><td>床頭台等に起因するトラブル又は患者からの苦情があった場合の対応方法及び再発防止に係る対策</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

【参考】 床頭台等提案書に係る添付書類の作成について

Ａ４用紙に納品予定設備のカラー写真又はカタログ写真を貼付又は印刷することとし、①～③のいずれかの配置を参考にして、床頭台等提案書と同様に 2部作成すること。

また、写真は「床頭台ユニット（天面を有する床頭台に、テレビ、DVD再生機、冷蔵庫、セーフティボックス及び課金装置を取り付け、又は内蔵したもの。）」、「全自動洗濯機」、「乾燥機」、「プリペイドカード販売機（床置型及び卓上型）」及び「プリペイドカード精算機（床置型及び卓上型）」について用意し、当該設備に係る正面・背面・左右側面の写真を貼付又は印刷すること。

① Ａ４用紙を分割せずに写真を貼付又は印刷する場合

（ 設備名称 ） 1/4

正 面
(カラー写真又はカタログ写真)

（ 設備名称 ） 2/4

背 面
(カラー写真又はカタログ写真)

（ 設備名称 ） 3/4

左・側面
(カラー写真又はカタログ写真)

（ 設備名称 ） 4/4

右・側面
(カラー写真又はカタログ写真)

② Ａ４用紙を四分割して写真を貼付又は印刷する場合

（ 設備名称 ）

正 面	背 面
(カラー写真又はカタログ写真)	(カラー写真又はカタログ写真)
左・側面	右・側面
(カラー写真又はカタログ写真)	(カラー写真又はカタログ写真)

③ Ａ４用紙を二分割して写真を貼付又は印刷する場合

（ 設備名称） 1／2

正 面	背 面
(カラー写真又はカタログ写真)	(カラー写真又はカタログ写真)

（ 設備名称 ） 2／2

左・側面	右・側面
(カラー写真又はカタログ写真)	(カラー写真又はカタログ写真)

様式 4

質　疑　書

平成　　　年　　月　　日

大阪市病院局長　　瀧藤　伸英　様

住　　所
（所在地）

法 人 名
（名称及び代表者氏名）

（事務担当者）
所属部署
氏　　名
電話番号
メールアドレス

質 疑 内 容

様式 5

価 格 提 案 書

平成　　　年　　月　　日

大阪市病院局長　　瀧藤　伸英　様

　大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業者募集について、次の金額で価格提案します。

住　　所
（所 在 地）

法 人 名　　　　　　　　　　　　　　　　　実印
（名称及び代表者氏名）

応 募 価 格 （ **月 額 税 抜** ）								
								円

(1)　応募価格は、当局が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
(2)　応募価格は**月額使用料（税抜）**とすること。
(3)　応募価格の前に「金」又は「￥」を記入すること。

様式 6

委　任　状

平成　　年　　月　　日

大阪市病院局長　　瀧藤　伸英　様

（委任者）

住　　所
（所在地）

法 人 名
（名称及び代表者氏名）　　　　　　　　　　実印

次の者を代理人と定め、貴局における大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業者への応募に付帯する一切の権限を委任します。

記

（受任者）

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

事業用資産使用許可申請書（新規）

平成　　年　　月　　日

大阪市病院局長　　瀧藤　伸英　様

申請者　住　所
（所在地）

法人名
（名称及び代表者氏名）　　　　　　実印

次のとおり貴局の事業用資産の使用について申請します。なお、申請にあたっては、「事業用資産の目的外使用許可にかかる審査基準等について」の内容を確認しており、「事業用資産の目的外使用許可にかかる審査基準等について」の「１　審査基準　⑵アからエ」までのいずれにも該当する者でないことを誓約します。

記

名　　　称	大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業
所　在　地	大阪市都島区都島本通 2 丁目 13 番 22 号
用　　　途	床頭台等の設置管理運営事業
数量又は使用面積	床頭台ユニット（天面を有する床頭台に、テレビ、DVD 再生機、冷蔵庫、セーフティボックス、課金装置等を備えたもの）：737 台、全自動洗濯機：21 台、乾燥機：37 台、プリペイドカード販売機：24 台、プリペイドカード精算機：3 台、事務室・倉庫：11.79 ㎡（大阪市立総合医療センター 5 階）
使　用　期　間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
連　絡　先	

添　付　資　料

① 代表者事項証明書（発行後３箇月以内のもの）
　現在事項全部証明書（発行後３箇月以内のもの）
　履歴事項全部証明書（発行後３箇月以内のもの）
　（いずれか１部）
② 印鑑証明書（発行後３箇月以内のもの）・・・１部
③ 定款・・・１部
④ 誓約書（指定の誓約書様式のもの）・・・1部

事業用資産の目的外使用許可にかかる審査基準等について

行政手続法第5条、第6条及び第12条の規定に基づき、地方自治法第238条の4の第7項の規定による事業用資産に関し、その用途または目的を妨げない限度における使用許可について、次のとおり基準を定める。

1　審査基準

(1) 使用を許可することができる範囲の基準は次のとおりとする。

ア　公の施設の利用者、職員等当局の事業用資産を利用し、又は使用する者のため、食堂、売店、その他収益を目的とした施設を設置する場合

イ　学術調査、研究その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合

ウ　電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合

エ　災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合

オ　国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合

カ　当局の事業用資産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該事業用資産を使用させることがやむを得ないと認められる場合

キ　広告その他事業用資産の効率的利用に資すると認められる場合において、公募により相手方を選定するとき

ク　その他当局の事務事業上やむを得ないと認められる場合

(2) 使用者の選考にあたっては、資力、信用等を充分調査することとし、使用を許可しない相手方の基準は次のとおりとする。

ア　当該物件の使用許可事務に携わる職員

イ　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

ウ　市内又は近接市町村に住所又は事務所を有しない者

エ　大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

2　標準処理期間

申請が当局事務所に到達してから、処分を行うまでの標準的な処理期間は次のとおりとする。

(1) 新規の使用許可については、40日とする。

(2) 継続の使用許可については、30日とする。

３　不利益処分基準

使用許可を取消処分する場合の基準は次のとおりとする。

⑴ 当局において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

⑵ 使用者が許可書の各条項に違反した場合

ア　使用料・保証金及び経費を納入期限後3か月以上滞納したとき

イ　事前の承諾なくして、使用物件を指定する用途以外に供し、又は使用物件につき、修繕、模様替え、その他原形を変更したとき

ウ　使用物件を他の者に使用させ、又は担保に供したとき

⑶ 不正の手段により使用の許可を受けたとき

⑷ 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

⑸ 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

（誓約書様式（表））

平成　　年　　月　　日

大阪市病院局長　様

住所又は事務所所在地
フ　リ　ガ　ナ
商 号 又 は 名 称
フ　リ　ガ　ナ
氏名又は代表者名　　　　　　　　　　　　　実印
生　年　月　日　　　　　　年　　月　　日 生

誓　約　書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、事業用資産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

１　私は、次の事業用資産の使用に際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

（使用資産の表示）：　大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業

２　私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、直ちに提出します。

３　私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市病院局から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　私が本誓約書１に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

※ 相手方が、国、地方自治体、電気事業者、ガス事業者その他の公益事業者等、相手方が暴力団でないことが明らかな場合は提出を求めないことができるものとする。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

事業用資産使用許可書

大病企第　　　　号
平成　年　月　日

（事業者名）様

大阪市病院局長（局長名）

平成　　年　　月　　日付けをもって申請のあった大阪市病院局（以下「当局」という。）管理の事業用資産を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、次の条項により許可する。

記

（使用物件）
第1条　使用を許可する物件は、次のとおりとする。
名　　称　　大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業
所　　在　　大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
数量又は面積　　床頭台ユニット（天面を有する床頭台に、テレビ、DVD再生機、冷蔵庫、セーフティボックス、課金装置等を備えたもの）: 737台、全自動洗濯機 : 21台、乾燥機 : 37台、プリペイドカード販売機 : 24台、プリペイドカード精算機 : 3台、事務室・倉庫 : 11.79㎡（大阪市立総合医療センター5階）
使用部分　　大阪市立総合医療センター 院内各所（詳細は「床頭台等設置一覧表」及び「事務室・倉庫に使用する部分（位置図、詳細図）」のとおり）

（用途）
第2条　使用者は、前記の物件を床頭台等設置管理運営事業の用に供するものとし、自らの責任と負担により、次の各号を遵守し、当局の業務に支障を与えないようにしなければならない。
(1)「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業者募集要項（平成25年7月 大阪市病院局）」に係る各条件を遵守すること。
(2)「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営事業に関する仕様書」の記載事項を遵守すること。

（使用期間）
第3条　使用期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、平成31年3月31日を超えない範囲で更新することができる（1回の更新における使用許可の継続期間は1年以内とする。）。

２　使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前30日までに申請しなければならない。

（使用料）

第４条　使用料は、年間総額　　　　　　円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、当局が別途発行する納入通知書により納入期限までに納付しなければならない。

２　第10条第１項第１号の場合を除き、既納の使用料は還付しない。

（保証金）

第５条　使用料前納のため、保証金は免除する。

（光熱水費）

第６条　光熱水費は、当局が別途発行する請求書（納入通知書）により納入期限までに納付しなければならない。また、光熱水費に係る単価は、大阪市立総合医療センター全体における電気及び水道の使用量及び支払料金から当局が算出した金額とする。

（延滞料及び督促手数料）

第７条　使用者が、使用料等を納入期限までに納付しないときは、当局は、納入期限後30日以内に、督促状を発行する日から起算して10日の期限を指定して督促するものとし、当局が督促状を発行した場合は、督促手数料（1通につき50円）を使用料等に加えて納付しなければならない。

２　使用者が、使用料及び光熱水費を納入期限までに納付しない場合は、納入期限の翌日から納付する日までの日数に応じ、使用料等（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（経費の負担）

第８条　床頭台等の設置管理運営事業に関する当局及び使用者に係る必要経費の負担区分は、次のとおりとする。

床頭台等の設置管理運営事業に関する項目		負担区分	
		病院局	使用者
1	応募申込手続及び使用許可申請手続に要する費用		○
2	使用料		○
3	光熱水費		○
4	床頭台等の導入に係る費用（環境整備、搬入、設置及び調整に係る費用を含む。）		○
5	入院案内放送（無料）の作成・更新、共聴工事に要する一切の費用		○
6	NHK放送受信契約手続に要する費用及び放送受信料		○
7	消耗品（清掃床頭台ユニットの清拭のための薬液、消毒液、イヤホン、リモコンの電池、セーフティボックスの鍵、柔軟剤入り洗剤等）に係る費用		○
8	事務室・倉庫の照明管球の調達及び交換に係る費用	○	
9	事務室・倉庫に外線電話（インターネット、FAX、PHS 等を含む。）を設置する場合の申込手続に係る費用、通信工事費用及び電話機等の機器類購入に係る費用		○

10	床頭台等に係る点検、清掃及び保守に係る費用		○
11	使用済みプリペイドカード等運用過程で生じる廃棄物の処分に係る費用		○
12	床頭台等の故障による修理費用		○
13	落雷又は停電による床頭台等の故障・破損に対する修繕又は調整等の復旧費用		○
14	床頭台等の移設が必要となった場合の移設に係る費用		○
15	使用者又は患者の故意又は過失（重過失を含む。）により発生した床頭台等の汚損・破損に対する修繕費用		○
16	当局の過失（重過失を含む。）により発生した床頭台等の汚損・破損（衛生管理又は医療上必要な行為における汚損・破損を含む。）に対する修繕費用		○
17	当局の故意により発生した床頭台等の汚損・破損に対する修繕費用	○	
18	故意又は過失（重過失を含む。）なく発生した、使用者、患者又は当局による床頭台等の汚損・破損に対する修繕費用		○
19	本事業の運営過程で、当局及び患者に対して損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用		○
20	本仕様書を含む募集要項及び事業用資産使用許可書の記載事項の運営に係る費用		○
21	廃棄物（家電リサイクル費用を含む。）の処理に係る費用		○
22	設置管理運営事業終了の際の原状回復に係る費用		○

（使用上の制限）

第９条　使用物件は、善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

２　使用者は、使用物件を第２条に規定する用途以外に供してはならない。

３　使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更する行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって大阪市病院局長の承認を受けなければならない。

（第三者の使用の禁止）

第 10 条　使用者は、使用物件を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない。

（使用許可の取消し又は変更）

第 11 条　次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更をすることがある。

(1) 当局において使用物件を公用又は公共用のために必要とするとき。

(2) 使用者が本許可書の各条項に違反した場合。

ア　使用料及び光熱水費に関する経費を納入期限後３箇月以上滞納したとき。

イ　事前の承諾なくして使用物件を指定する用途以外に供し、又は使用物件につき修繕、模様替え、その他原形を変更したとき。

ウ　使用物件を他の者に使用させ、又は担保に供したとき。

(3) 不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用者が大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(5) 大阪市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき。

２　前項の場合において、使用者は当該取消し又は変更によって生じた損失の補償を当局に請求することができない。

（原状回復）
第12条　大阪市病院局長が使用許可を取り消したとき又は使用期間の満了後、引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、当局の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、大阪市病院局長が特に承認したときは、この限りでない。
２　使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、当局がこれを代位して行い、その費用を使用者に請求することができる。この場合において、使用者は何らの異議を申し立てることができない。
（損害賠償等）
第13条　使用者は、その責に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用者が使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。
２　前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため当局に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を当局に損害賠償として支払わなければならない。
（有益費等の請求権の放棄）
第14条　使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費その他の費用を当局に請求しないものとする。
（実地調査等）
第15条　当局は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができる。
（疑義の決定）
第16条　本許可書の各条項その他物件の使用について疑義を生じたときは、必要に応じて使用者は当局と協議の上、当局の指示に従うこと。

（教示）
この許可に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えの提起もすることができる（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市病院局長となる。）。
ただし、この許可について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができる。